平成２５年（フ）第１１９号
埼玉県越谷市南越谷４丁目21番地21　寺田コーポＡ102
破産者　三草　隼人
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
埼玉県八潮市八潮１丁目15番地22　サンモールオギノＢ―102
破産者　荻野　祐介
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目４番地１号棟106号
破産者　後藤　勝貴
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
相模原市南区相模大野２丁目18番８号　メゾンショコラ105
破産者　齋藤　繁樹
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１０号
東京都大田区多摩川２―３―22　ハイツ幸楽202号、住民票上の住所石川県小松市みどり町15番地
破産者　山田　和明
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１０４８号
福岡市中央区薬院３丁目７番６号
破産者　武藤　孝充
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地205
破産者　正生　秀和
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６号
北海道北見市西三輪１丁目653番地21
破産者　田﨑　真吾
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
群馬県太田市浜町19番５号
破産者　天海　貴之
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２２０４号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目７番19号
破産者　窪田　直子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０５号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目７番19号
破産者　齋藤真理子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
千葉県富里市七栄127番地51、前住所東京都練馬区田柄１―20―24
破産者　重野　邦一
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２６６号
長野県大町市平1863番地４
破産者　吉澤　国雄
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２９９号
愛知県一宮市多加木３―２―10フォレスト一宮203号、住民票上の住所愛知県一宮市東島町２丁目10番地ニューコーポ一宮302号
破産者　八田　啓祐
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８０号
和歌山県岩出市中黒373番地
破産者　市坪　和徳
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
和歌山市和歌浦東２丁目１番54号
破産者　川村　征重
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６１７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区７棟404号
破産者　巻島　正一
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目28番１号　小森園ビル401号
破産者　井手　友秀
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係